



鳥取県公報

平成 22 年 11 月 12 日(金)
第 8 2 4 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数 (660) (福祉保健課) 2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (661) (障がい福祉課) 2
	保安林の指定の解除予定 (662) (森林・林業総室) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (663) (治山砂防課) 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (664) (会計指導課) 4
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (665) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (24) (教育総務課) 4
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 5
	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (景観まちづくり課) 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 7

告 示

鳥取県告示第660号

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、市町村の区域ごとの民生委員の定数を次のように定め、平成22年12月1日から施行する。

平成19年鳥取県告示第938号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）は、平成22年11月30日限り廃止する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

市町村	定数（うち主任児童委員の定数）	民生委員法第20条の規定による民生委員協議会を組織する区域
鳥取市	518人（84人）	久松、醇風、遷喬、修立、日進、明德、富桑、稲葉山、岩倉、城北、中ノ郷、浜坂、美保、美保南、賀露、湖山、湖山西、千代水、末恒、松保、大郷、吉岡、豊実、明治、東郷、大正、美穂、大和、神戸、倉田、面影、米里、津ノ井、若葉台、国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町及び青谷町
米子市	329人（54人）	啓成、明道、就将、義方、住吉、加茂、河崎、車尾、福生東、福生西、福米東、福米西、彦名、崎津、大篠津、和田、富益、夜見、成実、五千石、尚徳、永江、春日、巖、大高、県及び淀江
倉吉市	162人（26人）	上北条、上井、西郷、上灘、成徳、明倫、灘手、社、北谷、高城、小鴨、上小鴨及び関金
境港市	86人（14人）	渡、外江、境、上道、余子、中浜及び誠道
岩美町	48人（3人）	岩美町
八頭町	68人（3人）	八頭町
若桜町	22人（2人）	若桜町
智頭町	32人（2人）	智頭町
湯梨浜町	49人（3人）	湯梨浜町
三朝町	35人（2人）	三朝町
北栄町	45人（3人）	北栄町
琴浦町	65人（3人）	琴浦町
南部町	35人（2人）	南部町
伯耆町	40人（2人）	伯耆町
日吉津村	9人（2人）	日吉津村
大山町	61人（3人）	大山町
日南町	31人（2人）	日南町
日野町	22人（2人）	日野町
江府町	19人（2人）	江府町

鳥取県告示第661号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び設置の場所	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人あすなろ会 鳥取市川端四丁目115	松の聖母学園通所更生部 鳥取市白兔69	平成22年10月31日	知的障害者通所更生施設

鳥取県告示第662号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字吉川字ジャ谷ヨリ上山マデ1037の1（次の図に示す部分に限る。）、1037の31
- 保安林として指定された目的
なだれの防止
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第663号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 名称
中島第二地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|--------------------|--------|
| 八頭郡智頭町大字市瀬字下中嶋995 | 1号 |
| 八頭郡智頭町大字市瀬字下ノ谷2867 | 2号 |
| 八頭郡智頭町大字市瀬字ヲカ2885 | 3号及び4号 |
| 八頭郡智頭町大字市瀬字ヲカ2890 | 5号 |
| 八頭郡智頭町大字市瀬字ヲカ2904 | 6号 |

八頭郡智頭町大字市瀬字下中嶋1026-1 7号
八頭郡智頭町大字市瀬字下中嶋1002 8号

鳥取県告示第664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

新生公立大学設立準備室の旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部新生公立大学設立準備室

副主幹 福本 哲也

3 委任期間

平成22年11月2日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第665号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年11月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社中央福祉交通	米子市灘町一丁目139-1	有限会社中央福祉交通介護事業部	米子市灘町一丁目139-1	居宅介護、重度訪問介護	平成22年10月28日

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第24号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年11月12日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年11月16日（火）午前10時～

- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
- (1) 平成22年度末公立学校教職員人事異動方針について
- (2) その他

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成23年2月18日（金）午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成23年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成23年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成23年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成22年12月13日（月）から同月16日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成22年12月16日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

(1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成23年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとし、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とする。）

(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面

(3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、440円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10の(2)の問合せ先に相談すること。

9 合格者の発表等

(1) 平成23年3月15日（火）午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、平成23年3月31日（木）（必着）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付する。

(2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、80円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医療政策課（電話0857-26-7190）に問い合わせること。

平成22年鳥取県公報第8224号で公告した（仮称）グンゼ開発倉吉商業施設に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成22年11月26日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年11月12日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成22年12月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎4階第33会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
	平成22年12月15日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年11月12日

鳥取県立倉吉総合産業高等学校長 松 本 清 治

1 調達件名及び数量	倉吉総合産業高等学校パソコン等賃貸借（3室分）	一式
	ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ	11台
	イ 液晶ディスプレイ	22台
	ウ ノート型パーソナルコンピュータ	80台
	エ サーバ	11台
	オ A3カラーレーザープリンタ	2台
	カ 液晶プロジェクタ	3台
	キ ソフトウェア、ライセンス等	一式
2 契約方式	一般競争入札	
3 落札日	平成22年10月4日	
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケイズ 米子市両三柳2864-16	
5 落札金額	30,443,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6 入札公告日	平成22年8月24日	
7 落札方式	最低価格落札方式	
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立倉吉総合産業高等学校 倉吉市小田204-5	